瀬戸市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第27号

(1) 秘書に関すること。

こと。

(2) 市政情報に関すること。

(3) 都市経営の総合的な企画及び調整に関する

瀬戸市事務分掌条例の一部を改正する条例

瀬戸市事務分掌条例(平成17年瀬戸市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

線で示すように改正する。	
改正後	改正前
(市長直轄組織及び部の設置)	(市長直轄組織及び部の設置)
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)	第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)
第158条第1項の規定に基づき、市長の権限	第158条第1項の規定に基づき、市長の権限
に属する事務を分掌させるため、次の市長直轄	に属する事務を分掌させるため、次の市長直轄
組織及び部を置く。	組織及び部を置く。
市長直轄組織防災課	市長直轄組織防災課
経営戦略部	行政経営部
行政管理部	
交流活力部	交流活力部
市民生活部	市民生活部
健康福祉部	健康福祉部
都市整備部	都市整備部
(経営戦略部の事務分掌)	(行政経営部の事務分掌)
第3条 経営戦略部は、戦略的な都市経営の推進	第3条 行政経営部は、行政の経営管理により各
をその使命とし、おおむね次の事務を分掌す	部の施策推進の支援を行うことをその使命とし、
る。	おおむね次の事務を分掌する。

(1) 秘書に関すること。

(2) 行政事務の管理に関すること。

(3) 都市経営の総合調整に関すること。

(4) 人事に関すること。

(4) 人事に関すること。

- (5) 財産管理の総括に関すること。
- (6) 情報化に関すること。

(行政管理部の事務分掌)

第4条 行政管理部は、都市経営の基盤となる行 政事務の品質向上をその使命とし、おおむね次 の事務を分掌する。

- (1) 行政事務の管理に関すること。
- (2) 法務及び文書に関すること。
- (3) 財政に関すること。
- (4) 財産管理の総括に関すること。

(交流活力部の事務分掌)

第5条 <省略>

(市民生活部の事務分掌)

第6条 <省略>

(健康福祉部の事務分掌)

第7条 <省略>

(都市整備部の事務分掌)

第8条 <省略>

(委任)

第9条 <省略>

(交流活力部の事務分掌)

第4条 <省略>

(市民生活部の事務分掌)

第5条 <省略>

(健康福祉部の事務分掌)

第6条 <省略>

(都市整備部の事務分掌)

第7条 <省略>

(委任)

第8条 <省略>

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(瀬戸市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

- 2 瀬戸市特別職報酬等審議会条例(昭和41年瀬戸市条例第16号)の
 - 一部を次のように改正する。

第9条中「行政経営部人事課」を「経営戦略部人事室」に改める。